

札幌市子ども・子育て支援法施行条例等の一部を改正する条例案
令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市子ども・子育て支援法施行条例等の一部を改正する条例
(札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)
第1条 札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第48号）の
一部を次のように改正する。
附則第4条中「5年」を「10年」に改める。
(札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正)

第2条 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年条例第50号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第6条第3項中「の第2号から第8号まで」を削る。
- (2) 附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

(札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例の一部改正)

第3条 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定
める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「の第2号から第8号までの」を「に掲げる」に改め、同
項第1号を次のように改める。

- (1) 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号
の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準
耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号に
該当する建築物を除く。）（乳児室等を3階以上に設ける建物にあっては、
耐火建築物）であること。

(札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第4条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第138条の9第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「修了したもの」の次に「又は放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているもの」を加える。
- (2) 第181条第7号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号アを次のように改める。

ア 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当する建築物を除く。）（乳児室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

（札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（平成26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

- (1) 附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とする。
- (2) 附則第5項中「5年間」を「10年間」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第138条の34、第138条の41第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第138条の42第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、当該施設等は、第138条の23第4号に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条第3号に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第138条の30本文の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第2条中札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項の改正規定、第3条の規定及び第4条中札幌市児童福祉法施行条例第181条第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の札幌市児童福祉法施行条例（次項において「改正後の条例」という。）第138条の9第3項の規定は、施行日以後に放課後児童健全育成事業に従事することとなった者について適用し、施行日前に同事業に従事することとなった者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から札幌市児童福祉法施行条例第138条の9第2項に規定する補助員（同条第3項各号のいずれかに該当する者に限る。）として放課後児童健全育成事業に従事している者で、施行日以後も引き続き同事業に従事するものについては、改正後の条例第138条の9第3項の規定を適用する。

(理由)

厚生労働省令等の一部改正に伴い、地域型保育事業における連携施設や食事の提供に関する経過措置を延長する等のほか、建築基準法の一部改正に伴い、保育所及び認定こども園の用に供する建築物の耐火性能について現行の規制を維持するため、本案を提出する。